

## 令和5年度 市の改植事業のご案内（弘前市果樹栽培振興協議会改植事業）

※今後、補助事業が実施されるかは未定であり、また、実施される場合でも、以下の内容が変更する場合があります。

※要望申込書の提出をもって、補助を確約するものではありません。

**りんご（振興品種以外）・特産果樹**（ぶどう、もも、すもも、プルーン、おうとう、西洋なし、日本なし、うめくり、かき、ブルーベリー）

申込みができる方		<input type="checkbox"/> 弘前市内に住所がある農業者 <input type="checkbox"/> 弘前市内に本店がある農地所有適格法人	
園地		<input type="checkbox"/> 申込者（またはその世帯員）の所有地 <input type="checkbox"/> 農業委員会へ手続きし、農地法3条許可が出ている園地 <small>※手続きをしていない園地（ヤミ小作地など）は補助対象となりません。</small>	
内容		<input type="checkbox"/> 改植 どちらも可能。 <input type="checkbox"/> 新植 ※補植（改植する木と残す木が交互に並ぶ）は補助対象となりません。	
りんご		<input type="checkbox"/> わい化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">どちらも可能。 ※丸葉の要件：（令和6年3月31日時点で）60歳未満であること。 または、世帯内に60歳未満の後継者がいること。 ※ハイブリット台（HTS台）は丸葉の区分となります。</span> <input type="checkbox"/> 丸葉	
植栽面積		<input type="checkbox"/> 地続きで2a（200㎡）以上 <input type="checkbox"/> 面積は、 <b>列間 × 樹間 × 本数</b> で算出（例：5m×2m×100本＝1,000㎡）	
補助金額	① 改植分	わい化	160,000円/10aまたは補助対象経費合計額のうちどちらか少ない額以内の額
		丸葉・特産果樹	80,000円/10aまたは補助対象経費合計額のうちどちらか少ない額以内の額
		+	② 未収益期間の栽培管理費 100,000円/10a 以内の額 ※4年間分の栽培管理経費への支援として、一括交付
植栽間隔	わい化	列間：4～6m、樹間：2～3m	
	丸葉	列間：6～9m、樹間：6～9m	
	特産果樹	各品目で異なります（裏面参照）	
改植分の補助対象経費		<input type="checkbox"/> 苗木代 ※自家養成苗木（領収書等で来歴がわかるものに限ります。）を植栽する場合は、上記①の補助対象となりません。 <input type="checkbox"/> 支柱代 <わい化> トレリスの場合は、支柱のみ対象。 <丸葉> すべて補助対象外。 <特産果樹> ぶどうの場合は、樹棚、垣根資材も対象。 <input type="checkbox"/> 土壌改良資材費 <input type="checkbox"/> 伐採・伐根費および伐採樹撤去費（改植の場合のみ） <input type="checkbox"/> 工費（深耕・耕起・整地費、植穴掘削・植栽費） <input type="checkbox"/> 人件費 ※申請者本人または世帯員の労務費は補助対象外 <input type="checkbox"/> 機械リース代 ※燃料費は対象外	
※内訳のわかる領収証が必要です。			
品種の制限		補助対象となる品種は、果樹産地振興協議会が定める <b>振興品種以外の品種</b> となります。 <b>【例外】</b> ①遊休農地の活用や②第三者からの園地継承により <b>突発的に引き継ぐことになった園地</b> で改植・新植を行う場合はこの限りではありません。 なお、「突発的」な事由に該当するか否かについては、理由や状況を確認してから判断することになります。 ※りんご以外の特産果樹については、振興品種も対象となります。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆着工前に現地確認を行います。その際、園地までの案内をお願いします。</li> <li>◆現地確認前に着工した場合、補助金の交付を受けることはできません。</li> <li>◆植栽後に再度園地に行き、植栽間隔や本数を計測します。</li> <li>◆植栽した苗木の周りには、野菜・花・補植用の苗木を作付けしないでください。（害獣忌避用としてのにんにく等も不可）</li> <li>◆植栽後8年間は、欠木等が生じた場合、各自で補植・修復し、現状を維持してください。</li> <li>◆過去に改植・新植の補助事業（国・県・市）を活用した園地で、本事業を実施することはできません。ただし、実施後8年が経過している場合は実施可能です。 ※補助により取得し、耐用年数が残っている資材は、耐用年数が過ぎるまで使用してください。</li> <li>◆交付決定日以前に購入した苗木を使用して自家養成（接ぎ木）した苗木については、補助対象外ですが、接ぎ木に使用する苗木の<b>来歴（入手先、品目、品種）が確認でき、かつ、種苗法の許諾を得た品種又は同法の許諾が不要な品種の苗木であれば、苗木代以外の経費は補助対象となります。</b></li> </ul>		

詳細については、りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）までお問い合わせください。

電話番号：40-7105（直通）

## 植栽間隔

果樹名		列間距離 (m)	樹間距離 (m)
りんご	わい化	4 ~ 6	2 ~ 3
	丸葉	6 ~ 9	6 ~ 9
特産果樹	ぶどう	2 ~ 16	1 ~ 8
	もも	4 ~ 8	3 ~ 8
	すもも	4 ~ 9	3 ~ 9
	プルーン	7 ~ 9	7 ~ 9
	おうとう	4 ~ 9	3 ~ 8
	西洋なし	6 ~ 8	6 ~ 8
	日本なし	6 ~ 8	6 ~ 8
	うめ	7 ~ 9	6 ~ 8
	くり	8 ~ 10	8 ~ 10
	かき	7 ~ 9	7 ~ 9
ブルーベリー	2 ~ 3	1 ~ 3	

※上記の間隔外で植栽する場合は、国、都道府県、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等において、改植又は新植する品種に係る安定生産、低コスト化、生産基盤の強化等に効果的な列間距離及び樹間距離が示されている場合であって、弘前市果樹栽培振興協議会長が認める場合に限り、当該列間距離及び樹間距離で植栽することができます。